

2004年9月30日

農林水産省大臣官房情報課
企画班企画第一係 御中

日本不耕起栽培普及会
会長 岩澤信夫

「個人情報の適正な取り扱いを確保するために
農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン案及び逐条解説案」
についての意見

農業は農地・その他の所有地・屋敷・納屋・施設設備・機械など、個人の資産をもとに業を営み、生産の場となる私有地は多くが開放系で、私有地としてのプライバシーの存在が理解されにくく、工業や商業とは同じように解釈されにくい（＝場）である。農村社会では地域社会の仕組みの中での共同作業や農協・共済・民間・公営の地域施設設備と共同利用することで業を行わなければ成り立たないことが多々ある。

また、個人の技術・努力・ノウハウが地域の特産物や差別化商品を生み、農業の活性化に寄与している場合も多い。個人的な環境への配慮が、都市住民や地域住民の環境保全活動と結びついて、持続可能な環境保全型農業に貢献している例もある。

しかしその一方で、農業者のプライバシーや個人情報の取り扱いが大変遅れているのも事実である。当会会員の中には、耕さず農薬を使用せずに稲などの栽培をし、その水田が環境保全に寄与するとして、テレビや雑誌に取り上げていただくことも多いが、それらからの情報を得た人たちや、会員農家とかかわりを持った法人・団体・個人による個人情報の取り扱いについてのトラブルも多く、その事例を挙げながら、意見を述べたいと思う（メディアの時点では十分な配慮・対応がなされている場合が多い）。農家に関する個人情報の取り扱い、特に地方公共団体での取り扱いに問題が多いようで、そのために農家個人に降りかかる迷惑も多い。

国がいくら大切な政策や指導要領を出しても、県や地域の行政機関、指導機関、農業団体などの末端担当者、一般農家や関係する個人にその情報がいきわたっておらず、または理解されていないことに問題があり、もっとも大切なことは、国がもっとひろく国民にわかりやすく、新しい政策や指導の内容を公表し解説し、広報につとめることだと考える。また、その内容がいきわたっているかどうか追跡を調査する必要もあると考える。国の情報は末端への距離に比例して、伝わっていない傾向があると感じている。

第二条・第五条・第六条について

ガイドラインの「農林水産分野における事業者」には、逐条解説において「小規模事業者」には適用されないとあるが、この事業者もガイドラインの内容に順ずる活動を行うよう、わかりやすく記載する必要がある。

「農林水産分野における事業者」には旅行会社、コンサルタント、個人流通・販売業者、個人・法人農業者、資材販売者、農業技術普及団体、環境活動団体やそれに属するあるいは属さない個人活動者、消費者並びに消費者団体、マスメディア、それらの複数の事業に該当する人など、さまざまな人たちが含まれると思われる。ガイドライン上でこのような活動者も含まれることを記載していただきたい。この方たちが、大変熱心にさまざまな活動を行っている現状を理解し、その上で、正しい活動であっても善意の運動であっても、「個人の住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、生年月日、写真、地図、職業あるいは農作業の予定、技術・作業等の個人を特定できる情報」や「特定個人（他の団体）の権利利益やプライバシーならびに生活や業にかかわる情報」を事業・活動上所有し、利用することについては、個人や他団体の権利利益の侵害や日常生活・業務に支障がきたされないよう、

ガイドラインに順ずる（またはガイドラインに順ずる適正な取り扱いを実施する必要がある）としていただきたい。

また、このガイドラインが適用されない地方公共団体、農業団体等にも、個人情報の取扱いには十分な配慮を頂きたい。個人情報の扱い方によっては、当会のように国や普及指導機関とは異なる技術の実施を行っている場合、個人や技術保護がなされず、個人の権利利益の侵害や日常生活や業務に支障がきたされることもあるため、十分な注意を促していただきたい。また、自分が誰であるかを名乗る（名刺を持って農家を訪問する）などをするよう指導していただきたい。

農地は私有地であること、プライバシーがあることをガイドラインに明記していただきたい。

農家が私費を投じて環境復元や野生生物の回帰・保護を行っている場合、消費者との連携で有償で生物保護に参加してもらっている場合、無主物とはいえない。複合農業で養殖を兼ねて行っている場合もある。他人の土地から無断で動植物を持ち出さないなど、環境教育モラルの啓蒙も、今後「農林水産分野における事業者」には必要である。農村開発やグリーンツーリズムなどの都市農村交流を進める前に、個人情報のほか農業関係のプライバシー保護・技術保護に関するガイドラインが必要だと思われる。

このガイドラインや逐条解説のほかに、農業へかかわるすべての人たちのためのやさしい解説が必要だと思われる。

トラブル例

1. 環境団体の活動者が農家に電話をかけて聞き出した農作業の予定に関し、本人たちの承諾を得ず、情報の利用内容も知らされず、「〇〇県〇〇町の〇〇さんの不耕起の田植えは〇月〇日ごろです」「△△町の△△さんは△月△日ごろです」というような情報をメールで複数の第三者に流していた。（農作業は業として行っていることであり、イベントではなくしかも農繁期の農家の生活は大変忙しいものである）
2. 農業関係団体のHPをみて不耕起栽培について問い合わせがあった際、応答者が、問い合わせしてきた人に当団体関係者の個人メールアドレスを無断で教えたために、一方的な大容量の意見メールが流れてきた。
3. 個人名で出した手紙のコピーを住所氏名が載ったまま、無断で第三者のHPに掲載された。（HPで住所を知ったとして突然見ず知らずの人がアポイントも無く尋ねてきた）
4. 個人の農作業の手順や技術、水田の写真が、本人に無断で所在地・実名入りでHPに掲載されていた。（当会ならびに会員の技術は私費を投じて構築してきた会及び会員のもので、会員が生産物の販売促進に自分の作業を紹介することは別として、第三者に無償公開していない。）
5. 当会で以前に米を扱っていた販売業者へ貸与した写真データが、第3の販売業者に無断で使用されていた。
6. 他団体が以前に入手した名簿を利用して、当会会員に会や会員の非難の手紙を送っていたことがある。
7. 他団体が当会会員に対し、個人の生産内容情報等を集める目的で手紙を送っていたことがある。
8. 水田と周辺住宅がはっきり写った写真がHPで無断公開されたことがある。（水田と一緒に周辺の住宅が写されると住所が特定しやすく、周辺住民にも防犯上問題がおりうると考えられる。また、周辺に在住する子どもたちの写真は正面から写さないなど防犯上の必要からも配慮が必要）
9. 不耕起栽培について知りたいとの問い合わせを受けた役所が、相手の確認もせず、本人に無断で、個人の住所や電話番号を教えていたことがある。
10. 航空防除の除外申請を出した会員農家に農協や共済組合の職員（地域の植物防疫協会担当者）数名がひとりをつらみ、除外申請を取り下げさせたことがある。（農協や共済組合の職員は地域や個人情報を知りすぎていて、農家は逆らうことができない。圧力をかけられるとムラ社会の強い地

域で暮らしていけなくなる。同じ職員が20年も同じ地域を担当し、噂話に耳を貸し、農家の情報を操作してはならない。農家への説明に当たり国の方針を十分理解し、個人情報に十分配慮した行動を取らなければならない。下部組織の職員の問題だが、国営事業の職員であり、国と県組織を通して航空防除除外申請に関し次年度に向けた調整を行っている)

- 1 1. 地方公共団体職員が本人に何の承諾も無く調査に入ったことがある。会と行政との話し合いで、無断での調査を断り、本人に迷惑をかけないことや会を通さず直接の要望や要求を出さないよう決めたが、再び職員が本人に直接頼みたいとってきたので断ったことがある。(農家は行政や公共団体職員からの要求を立場上、断ることができない。会では文書で調査依頼を受け承諾した場合、受け入れしている)
- 1 2. 見ず知らずの人が水田に入っていたので当会会員が声をかけたが、不耕起の水田と知って来たと見え、菓子折りを渡され、話をして帰っていった。後日、名刺にあったHPを見て、自分の水田で取れたタガメを通信販売していることを知った。
- 1 3. 水田の生き物を無断でもって行かれてしまう。(消費者に対し生き物や環境をトラストしてもらっている会員もあり、水田生物の保護を行っている会員もいる。生物調査も行っている)
- 1 4. 田んぼで養殖し集めたドジョウを盗まれた会員がいた。
- 1 5. 私費を投じて冬期湛水して生物のための環境復元をしている水田にハンターが来たので、水田生物の調査をしていた会員が追い返した。
- 1 6. 地元の野生のメダカがいる水田にヒメダカを放流(投棄)された。
- 1 7. HPで技術を無断で公開していた。(当会では写真や情報公開に関し、提供については事前に相談を受け文書で依頼を受けて期間を決めて約束を取り交わしている。関係する会員には会から承諾を取っている。約束上クレジットを明記してもらっている)
- 1 8. 「不耕起栽培普及会指導の米」というシールが米販売業者に勝手に作られていた。(2004年1月総会で会で認定した場合しか表記できないと定めているが、その認定方法は来年総会までに決定するためまだ認定はありえない)
- 1 9. 会への問い合わせや相談の電話の中に、明らかに地方公共団体職員、農林水産関係コンサルタント企業からのものがあるが、名乗らない。
- 2 0. 会員農家が、兼業で多忙なため会へ問い合わせしてきた人へ電話番号を知らせることを断りたいというので、その旨を事務局から相手に通知したところ、あちこち調べまわって(この地域で不耕起をやっている人ということで行政などに聞いて調べたと思われる)、しつこく何度も電話がかかってくる。見ず知らずの人から無料で機械を貸せといわれた人もいる。(会では本人の承諾を得られなければ会員の連絡先を教えない)
- 2 1. 住所を勝手に調べて突然尋ねてきた人が、近くに移り住むので仕事を手伝わせてくれといわれたことがある。(生活のかかっている業であり、素人は受け入れできない)
- 2 2. 元会員が会に相談無く農業特許を取っていた。(今後、海外企業などにこのような特許を取得されると、当会の技術には日本の昔ながらの農業の手法も含まれているため、日本の多くの農業技術にも影響があると考えられる。個人情報ならびに個人(私有の)農業技術の保護も必要な時代である)
- 2 3. 行政関係者や指導機関が、農家へ公的な視察受け入れを交渉に行こうとしたので、相手に組織がある場合、まず開いて組織の事務局を通してその長(当会なら会長)に文書または口頭で依頼するべきではないかと意見したことがある。